

| | |
|--------|--|
| プロジェクト | 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示 |
| 検討項目 | 検討の進め方（見積りの開示） |

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 10 月 30 日に、企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に対して受領したコメント・レターへの対応に関する進め方についてご説明することを目的としている。

公開草案に対する回答者一覧

3. 公開草案に対するコメント期間は約 2 か月であり 2020 年 1 月 10 日に締め切られた。本公開草案に対しては、14 通（団体 12 通、個人 2 通）のコメント・レターが寄せられた。回答者の一覧は次のとおりである。

[団体等]

| | 団 体 名 |
|------|--|
| CL1 | 日本公認会計士協会 |
| CL2 | 一般社団法人 日本貿易会 |
| CL3 | 株式会社プロネクサス |
| CL4 | 公益社団法人 日本証券アナリスト協会 |
| CL5 | EY 新日本有限責任監査法人 |
| CL6 | 有限責任あずさ監査法人 |
| CL7 | 一般社団法人 全国信用金庫協会 |
| CL8 | 一般社団法人 スチュワードシップ研究会 |
| CL9 | P w C あらた有限責任監査法人 |
| CL10 | TAKARA&COMPANY グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所 |
| CL11 | 有限責任監査法人トーマツ |
| CL12 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 |

[個人（敬称略）]

| | |
|--|-------------------|
| | 氏名・所属等（記載のあるもののみ） |
|--|-------------------|

| | | |
|------|-------|--|
| CL13 | 田淵 隆明 | 公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・ 公共政策コンサルタント |
| CL14 | 服部 隆 | CMA、C I I A |

コメント対応の進め方

- 審議事項(5)参考資料1「コメント対応案」において、コメントの募集で提示した質問項目ごとに寄せられたコメントの一覧をお示している。審議事項(5)参考資料1「コメント対応案」のコメント一覧のうち、グレーでハイライトした項目については、ディスクロージャー専門委員会及び企業会計基準委員会において特に審議する項目として抽出したものである。それ以外の項目については、コメント対応案の記載により検討することを予定している。なお、一部の項目については対応を「検討中」としており、今後、対応案をお示しする予定である。
- 以下は、審議事項(5)参考資料1「コメント対応案」においてグレーでハイライトした項目をその内容によって分類したものである。なお、質問のカテゴリーに関係なく、関連して検討すべきであると考えられる検討項目ごとにまとめている。本日審議する予定の項目はオレンジでハイライトしている。

| No. | 検討項目及び論点 |
|-----------------------|--|
| 【検討項目1】総論 | |
| 1-1 | <ul style="list-style-type: none"> 先に個別基準で開示が足りているかどうかを検討すべき。現状 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 125 項にあるような規定がないことで大きな問題は生じているとは考えにくい。 個別基準で注記が要求されていない項目について本公開草案で対応するように開発にあたっての基本的な方針の記載を修正すべき。 |
| 1-2 | 開示項目の識別の判断に関する記載について、実務を反映しているか確認すべき。 |
| 【検討項目2】開示目的の内容 | |
| 2-1 | 本公開草案第 19 項（開示する項目の識別における判断）の「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべき。 |
| 2-2 | 本公開草案第 5 項（開示する項目の識別）の、「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載のうち、次の事項について修文すべき。 |
| | 「 <u>当年度の財務諸表に計上した金額</u> 」を「 <u>当年度の財務諸表に計上した帳簿価額</u> 」とすべき。 |
| | 「 <u>翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす</u> 」を「 <u>翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす</u> 」とすべき。 |

| No. | 検討項目及び論点 |
|---|---|
| | 「可能性が高い項目」を「可能性がある項目」などとすべき。 |
| 【検討項目 3】連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の取扱い | |
| 3-1 | 連結財務諸表を作成している場合は、個別財務諸表の注記を省略可とすべき。仮に注記を求めるのであれば、項目の識別のみとすべき。 |
| 3-2 | 個別財務諸表のみで識別される項目については、本公開草案第7項(2)などの記載 ¹ を求めるべき。 |

本日の検討事項

6. 本日の企業会計基準委員会では、次の論点についてご審議いただくことを予定している。
- (1) コメント対応案（審議事項(5)参考資料1）
 - ※コメントの順番、論点の項目、コメントの概要、形式については順次見直す予定である。
 - (2) 前項のうち、【検討項目 1】総論及び【検討事項 2】開示目的の内容に関する論点（審議事項(5)-3 及び審議事項(5)-4）

ディスカッション・ポイント

次の内容についてご意見があればお伺いしたい。

- (1) コメント対応の進め方について
- (2) コメント対応案で対応するとした項目のうち、特に審議する検討項目として抽出すべきであると考えられるものが第5項の表に記載したもの以外にあるかどうか

以 上

¹ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報。